

平成13年 7月12日

石神井川流域連絡会設置要綱

(設置)

第1 石神井川を地域に活きた親しめる川とするために、都民と行政が共通認識に基づき、協働・連携して川づくりを進めていくことが必要である。

そこで、流域の住民、河川に関心を持ち活動している団体、区市(町村)及び都が河川に係わる情報や意見の交換を行うことを目的として、石神井川流域連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会は、次に掲げる事項について情報や意見の交換を行う。

- (1) 河川に係わる計画、工事、管理等について
- (2) 河川環境と歴史・文化について
- (3) 流域自治体の行政計画のうち河川に係わるものについて
- (4) 流域内における開発など、まちづくりと河川の係わりについて
- (5) その他

(構成)

第3 連絡会は、流域住民、河川に関心を持ち活動している団体の代表者及び別表に掲げる職にある者(以下「委員」という。)で構成する。

- 2 流域住民の委員は、公募によって選出する。
- 3 河川に関心を持ち活動している団体の代表者は、公募によって選出する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 座長が特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(座長の職務及び代理)

第4 連絡会は、委員の互選により、座長および副座長を置く。

- 2 座長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは副座長がその職務を代理する。

(連絡会の開催)

第5 連絡会は、原則として年2回開催し、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、臨時に連絡会を開催することができる。

(事務局)

第6 連絡会の事務局は、東京都第四建設事務所工事第二課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要領は、平成13年 7月12日から施行する。

石神井川流域連絡会運営要領

(連絡会)

1. 連絡会は、原則として公開する。
2. 連絡会開催日の事前公表は、連絡会にはかり決定する。

(運営)

3. 連絡会は、次に掲げる事項を遵守し運営を行う。
 - 1) 自由な発言の尊重。
 - 2) 特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止。
 - 3) 柔軟な発想に基づく創意工夫の尊重。
 - 4) 相互信頼に基づく各委員の尊重(住民、団体、流域自治体、河川管理者の役割の尊重)。
 - 5) 建設的な提案型の意見交換。

(会議録)

4. 連絡会の会議録は、原則として公開する。
5. 会議録は、発言委員の了解のもとに、以下の要領で作成する。
 - 1) 発言内容は要旨とする。
 - 2) 発言者は匿名とし、住民委員、団体委員、行政委員、事務局に区分して記録する。
 - 3) 座長は、委員の発言のうち、特定個人の利害に係わる等不適切な内容については、削除することができる。
6. 会議録は、「川のなんでも相談コーナー(都庁第2庁舎22階)、第四建設事務所、関係各区市の関係課に置き、一般都民に閲覧できるようにする。

(公募委員の補充)

7. 公募委員の欠員の補充については、連絡会において補充方法を決め、すみやかに補充する。

(臨時委員)

8. 臨時委員については、検討課題に関連する行政職員、石神井川に関連して活動している団体の代表者等で、座長が必要と認める者について連絡会にはかり決定する。

(要綱の改正)

9. 座長は、連絡会設置要綱を改正する必要があると認める時は、委員の総意によりこれを決定する。